

事務連絡
令和4年12月12日

障がい者就労支援事業所 各位

岐阜県セルフ支援センター

販売イベントへの出店事業所募集について

岐阜県セルフ支援センター事業の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の販売イベントを開催します。

つきましては、出店事業所を募集しますので、希望される場合は期限までに FAX にてお申し込みくださいますよう、お願い申し上げます。

記

イベント名	新 県庁展示販売【令和5年1～3月開催分】
募集事業所数	5事業所
販売日時	*販売日 1月20日、2月17日、3月17日 ※各日ともすべて金曜日 *販売時間 11:30～13:00
販売場所	新岐阜県庁 2F 物販スペース
申込期限	令和4年12月26日（月）必着
備考	新型コロナウイルスの感染状況により、当販売イベントを中止または延期する場合がありますので、ご承知おきください。

◎コンプライアンス（法令遵守）について

- ・価格は、わかりやすいところに表示してください。
- ・全ての販売物には、製造物責任法（通称 PL 法）が適用されます。
- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」、「家庭用品品質表示法」などの関連法を遵守してください。

◎お申し込み方法について

・添付書類『令和4年度イベント出店申込書』に必要事項をご記入のうえ、申込期限までに下記の番号に FAX してください。

※別添『令和4年度イベント出店申込書』の出店日の欄に、出店を希望する日に○をつけて下さい。

FAX番号 058-275-4888

◎販売方法について

- ・各事業所の販売員による対面販売、個別会計をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

- ・販売員は必ず検温をしてください。発熱や風邪等の症状がある場合は出店を中止し、セルフ支援センターまで連絡をお願いします。
- ・販売員はマスク着用し販売を行ってください。
- ・大声での呼びかけはご遠慮ください。
- ・会計は、直接お客様と金銭の手渡しを行わず、トレイを使用してください。
- ・各出店事業所で消毒液を持参し、販売員はこまめに手指消毒を行ってください。また、お客様も消毒液を使用できるよう販売机にも設置してください。
- ・当面の間は、販売員は最小人数（1～2人）での販売とします。

◎利用料徴収について

当センター設置規則第 5 条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の 5%を後日請求させていただきます。

◎出店確定の連絡について

出店の可否の結果については、申込事業所すべてに連絡いたします。

❖お問い合わせ先❖

岐阜県社会福祉協議会・岐阜県セルフ支援センター

TEL 058-201-1561

FAX 058-275-4888

担当：野村

令和4年度イベント出店申込書

イベント名	新 県庁展示販売【令和５年１～３月開催分】			
出店日	１月２０日、２月１７日、３月１７日 ←希望日に○をつけて 下さい。 ※各日ともすべて金曜日			
事業所名	【事業所名】 【所在地】			
連絡先	TEL（ ） FAX（ ） 記入者名（ ）			
販売員	合 計_____名 （当日販売責任者氏名： ） 【内訳】①職員_____名 ②利用者_____名 ③その他_____名 （うち車いす利用者_____名）			
販売内容		商品名	単価（税込）	個数
	1		@	
	2		@	
	3		@	
	4		@	
	5		@	
	6		@	
	7		@	
	8		@	
	9		@	
10		@		
特記事項	※販売促進の活動等があれば記入してください。			

岐阜県セルプ支援センター 行き
FAX 058-275-4888